



株式会社テクノ・ライン
有料職業紹介事業許可番号 21-ユ-300114

返戻金制度について

採用決定者が入社日以後6ヶ月以内に、自己都合による退職または本人の責めに基づく解雇に至った場合は、受領したサービス利用料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

(1) 入社日以後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 . . . 50%

(2) 入社日以降3ヶ月超6ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 . . . 30%

但し、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに、求人者の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではありません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。